

## 宮城県ゆるキャラ紀行 Part.14

県内の  
ゆるキャラを通じて  
宮城県を案内します



白石PRキャラクター  
**ぽち武者  
こじゅーろう**  
(C)2013白石市

白石城主片倉小十郎公がモデル。犬戦国時代の白石城主。片倉公が忠義の武将であったことと、白石市を「おもしろく」盛り上げていきたいとの願いから、「忠義に篤く尾も白い」→「忠犬」のキャラクターが誕生しました。ピカピカ光る前立てと、白くふわふわしたしっぽが特徴。なでられるとご機嫌になって、しっぽをフリフリしたり、ときには投げキスの大サービスも?!

好きなもの…「白石温麺」「牛タンジャーキー」  
特技…「白石うーめん体操」



### ●白石市の概要

白石市は、宮城県の南端にあり、西には雄大な自然景観をもつ国定公園蔵王連峰と東には阿武隈山系が連なる、南北に長い盆地のまちです。市街地の北側を白石川が西から東に流れ、町中の隅々にまで先人たちが築き上げた掘割が巡り、水と豊かな町並みを作り上げている城下町です。市内には小原温泉、鎌先温泉があり、名所・旧跡も多く点在しています。街中には、堀割・水路があり、商家の蔵が点在するなど城下町らしい趣がみられ、1995年には城下町のシンボルとして白石城が復元されています。



### ●名物・特産品

#### 白石温麺

元禄年間、胃病を患う父のために息子が、苦心の末、小麦粉と塩水から造る麺を完成させました。消化が良く、滋養にも富んでいたことから、父親の胃病はたちまち治ってしまいました。人の温かい思いやりからできたこの麺を「温麺(うーめん)」と呼ぶようになったのです。以来、300年余の伝統をふまえて、味・品質を磨き上げられたうーめんは、ゆでやすく、口あたりがさわやかでとても食べやすいと定評を得ています。



#### 弥治郎こけし

弥治郎こけしは、頭が大きく、頭の上部にろくろ模様があるのが特徴です。多くは、胴の中間が細くくびれている形をしています。胴の部分にも幅広いろくろ模様を入れたり、花などを添えた華やかな表現を加えたものもあります。鎌先温泉の近くの集落で生まれ、今も集落の工房では、それぞれ個性豊かなこけしを製作しています。



## CONTENTS

- P.02 誌上研修《火災事故と原状回復》
- P.04 誌上研修《高圧送電線振れ幅下地の説明》
- P.06 IT重説が始まりました
- P.07 宅建業免許の有効期間が満了です!!
- P.08 理事会だより
- P.10 新入会員
- P.11 第2回本部研修会案内  
大学で宅建士資格試験PR講座を実施
- P.12 宮宅だより
- P.14 不動産業開業支援セミナー開催のお知らせ
- P.15 消費者のための無料相談所のご案内  
宮城県不動産流通協議会主催講演会のご案内  
編集後記



## 誌上研修 事例25

# 《火災事故と原状回復》

## 火災等により貸室に損傷を与えた賃借人には、貸室を本来機能していた状態に戻す工事を行う義務があるとされた事例

(東京地判 平28・8・19 ウエストロー・ジャパン) 松木 美鳥

貸室内をゴミ屋敷にしたうえ、火災を発生させ、その後退去した賃借人及びその連帯保証人に対し、賃貸人が原状回復費用等の支払いを求めた事案において、貸室を本来機能していた状態に戻す工事費用及び同工事期間中の逸失利益の請求を認め、火災発生により従前より賃料を減額して賃貸せざるを得ないとした逸失利益の請求については否認した事例

(東京地裁 平成28年8月19日判決 一部認容  
ウエストロー・ジャパン)

### 1 事案の概要

(1) Aが昭和44年から所有する本件マンションの本件貸室に平成7年11月1日から入居していた賃借人Y(被告)は、平成13年10月6日、Aと下記条件にて賃貸借契約を締結した。

①賃料・共益費：月額70,000円

②敷金：68,000円

③期間：平成13年11月1日～同15年10月31日

④火災保険：Yは火災等保険に加入する。

⑤更新料：68,000円

(2) 平成23年9月30日、賃貸人X(原告)は、Aより賃貸人の地位を相続した。

本件賃貸借契約は平成25年10月31日に期間満了となつたが、Yは更新契約を締結せず、かつ、火災保険にも加入しなかつた。その後、本件賃貸借契約は法定更新された。

(3) 平成27年2月4日、Yは本件貸室において、タバコの不始末による火災を発生させた。Yは、本件火災によって本件貸室を使用できなくなつた

ため、同月28日に退去した。

(4) Xは、Y及び連帯保証人に対し、「①本件貸室の原状回復費用(各室のドア、壁紙・フローリング、給排水設備、電気設備及びガス設備の補修費用等)143万円、②原状回復工事が完了するまでの間の本件貸室を賃貸できなかつたことによる逸失利益49万円(月額7万円×7か月分)、③本件貸室の新たな入居者に対する本件火災事故の告知により賃料を減額せざるを得ないとした逸失利益33万6千円(月額7万円×20%×24ヶ月分)」の支払を求めて提訴した。

一方Yは、「本件マンションは築造から46年を経過しており、またYは本件貸室に19年以上居住していたことから、壁のクロス、フローリング、襖、流し台といった部分については、国交省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」において想定されている経年変化の年数を既に経過しており、これらは賃貸人であるXが負担すべきである。Yは業者に依頼して、本件貸室のオゾン燻蒸による消臭作業、壁紙剥がし、床剥ぎ等の作業等を、合計112万円余をかけて工事を行なつており、原状回復義務を一部履行している。」などと主張してこれを争つた。

### 2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を一部認容した。

(1) 証拠によれば、平成23年10月の時点で、本件貸室はいわゆるゴミ屋敷の状態であり、平成27年2月24日に残置物の撤去作業を行なつた時点においても、押入れ・床面・風呂場やキッチンに夥しい量のゴミが詰め込まれていた。また、

Yの退去後の平成27年3月上旬時点において、キッチンは床面のフローリングが剥がされ、キッチンとリビングとの間を仕切る引き戸はガラスが破損していた。また、バルコニーとリビングを仕切る窓の上に開けられた通気口の網戸は破損し、リビングの壁には穴を補修した跡が複数ある。風呂場においては、風呂場とキッチンを仕切るドアのガラスが無くなつておらず、床面や壁面の表面が剥がれ、コンクリートには亀裂が入っている。浴槽の蛇口は錆び付いて使用できず、浴槽の汚れも著しい。

本件火災が発生したのは本件貸室のリビングであるから、以上の設備の破損は、本件火災とは関係なく、Yによる不適切な手入れ又は用法違反が原因であると認められる。

以上によれば、Yは、本件火災前の劣悪な使用方法及び本件火災により、通常使用により生じる程度を超えて本件貸室の設備を汚損又は破損したと認められる。

(2) Yは、本件火災前の使用及び本件火災により汚損又は損壊した本件貸室の設備を原状回復する義務を負うが、ガイドラインの経年変化の考え方方が本件にも適用されるべきであり、本件見積書記載の工事は本来賃貸人であるXが負担すべきものも含まれていると主張する。しかしながら、ガイドラインの考え方方が本件に及ぶか否かにかかわらず、Yは、通常使用していれば賃貸物件の設備等として価値があったものを汚損又は破損したのであるから、本件貸室の設備等が本来機能していた状態に戻す工事を行う義務があるというべきである。

また、Yは原状回復工事を一部行つたと主張するが、これが認められるのは玄関ドアの補修工事に過ぎない。

(3) 以上により、YはXに対し、本件貸室の設備等を本来機能していた状態に戻すための補修工事費用143万円、原状回復工事が完了するまでの間、新たな入居者に本件貸室を賃貸することができなかつたことによる逸失利益49万円の支払い

義務を負う。

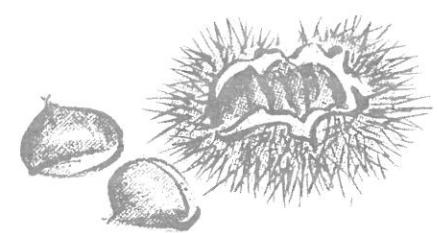
(4) ところでXは、本件火災事故の告知により、本件貸室の新たな賃借人の賃料が減額すると主張するが、本件火災の告知により、新たな賃料が従前より確実に減額されるとの根拠は薄弱であり、将来の賃料の減額分を逸失利益と認めることは相当ではない。

### 3 まとめ

ガイドラインにおいては、経年変化の考え方等を含む賃借物件であっても、賃借人は善良な管理者として注意を払つて使用する義務を負っていることは言うまでもなく、賃借人が故意・過失により設備等を破損し、使用不能としてしまった場合には、賃貸住宅の設備等として本来機能していた状態まで戻す費用(工事費や人件費等)などについて、賃借人の負担となることがあると示されている。

通常一般の使用によるものではなく、賃借人の著しく不適切な使用により生じた本件貸室の原状回復費用の負担について、「19年以上の居住により、ガイドラインで想定の経年変化の年数を経過している壁のクロス・フローリング等については、賃貸人が負担すべきである。」との賃借人の主張を退け、通常使用していれば賃貸物件の設備等として価値があつたものを、汚損又は破損させた賃借人には、本件貸室の設備等が本来機能していた状態に戻す義務があるとした本件判決は、参考になるものと思われる。

(調査研究部主任調整役)





## 《高圧送電線振れ幅下地の説明》

# 高圧送電線の振れ幅下地であることの調査 説明義務違反を理由とする買主の宅建業者に対する慰謝料請求が認められた事例

(東京地判 平27・12・25 ウエストロー・ジャパン) 鎌田 晶夫

戸建住宅の買主が、売主不動産業者および媒介業者に対し、近くに高圧送電線が存在し、購入物件がその振れ幅に一部掛かることの説明がされなかったとして、瑕疵担保責任、説明義務違反等に基づき、主位的に契約解除を、予備的に損害賠償等を求めた事案において、契約解除は認められなかつたが、説明義務違反について慰謝料の請求が認められた事例

(東京地裁 平成27年12月25日判決)

ウエストロー・ジャパン

### 1 事業の概要

平成24年10月、買主X（原告）は、売主不動産業者Y1（被告）との間で、媒介業者Y2（被告）の媒介により、本件不動産（本件戸建住宅および本件道路）を3,320万円で購入する売買契約を締結し、Xは、Y1に対し売買代金全額を、Y2には仲介手数料89万円余を支払った。

しかしY2は、本件不動産の上空付近を通っている電力会社の所有する高圧送電線（本件送電線）についての調査を行わなかつたため、本件不動産は本件送電線の直下には存しないが、本件送電線の振れ幅に、本件宅地のうち7.97m<sup>2</sup>および本件道路のうち31.91m<sup>2</sup>が掛かること、当該部分については電力会社との間で、建造物築造および工作物設置の制限、補償料の支払い等を内容とする契約を締結する必要があることを見落とし、本件売買契約に際しXに説明しなかつた。

その後、本件不動産の上空に本件送電線が存することを知ったXは、本件不動産には建造物の制限等があり、また本件送電線の存在は、本件建物やX

ら家族に危険が迫る可能性がある等の理由から、購入目的を達することができないとして、Yらに対して、主位的に、瑕疵担保責任または説明義務違反による債務不履行に基づき売買契約の解除と売買代金の返還・契約解除に伴う損害賠償金の支払いを求め、予備的に、調査または説明義務違反として、債務不履行または不法行為に基づき損害賠償金等の支払いを求め、本件訴訟を提起した。

Yらは、本件送電線に関し調査説明を行わなかつたことは認めたが、本件不動産は第1種低層住居専用地域にあり、本件制限は建築基準法等の制限を超えて影響を及ぼすものではないこと、危険性等も具体的なものではないこと、売買価格も本件送電線が上空にあることを考慮して割安に設定してあることを主張した。

### 2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求の一部を認容した。

#### (1) Xの売買契約の解除請求について

本件送電線の振れ幅は、本件不動産の一部に掛かるに留まるものではあるが、電力会社との契約により制限を受けるものであり、また多額ではないが補償金が支払われることから、「瑕疵」があるとは認められる。

しかし制限を受けるのは本件宅地のわずか7.97m<sup>2</sup>であつて、当該部分には本件建物は存在していないか、仮に存在しても、その範囲はわずかであること、本件制限のうち建築（高さ）等の制限は、行政上の規制を超えるものではないし、それ以外の制限も、特殊な用途の建物の建築を制限するものや一時的な立ち入りを認めるにすぎないものといえ、直ち

に、住宅として本件建物の存立や安定的な住環境の維持に影響を及ぼすとは認められない。

また、Xが主張する荒天や積雪により本件送電線が破損する等の危険性は抽象的なものにすぎないし、電波障害や電磁波等も、科学的な根拠に裏付けられた具体的・客観的なものとはいえない。

従って、本件制限が瑕疵に当たるとはいえ、その制限は大きいとまではいえず、また本件送電線の存在自体も直ちに瑕疵に当たるとはいえない難いことから、Xは瑕疵担保責任または説明義務違反による債務不履行に基づき売買契約を解除することはできない。

#### (2) Xの損害賠償請求権について

本件制限は瑕疵に当たるから、Xが損害を受けた場合には、Yらは賠償する義務を負う。

しかし、Y提出の不動産価格査定報告書によれば、本件不動産の売却価格は近隣不動産の売却価格に比して低額になっており、本件送電線の存在を考慮して決定されたものと推認でき、かかる値引き率はX提出の査定書が示す値引き率とも大きく食い違っていない。このことから、本件不動産の価格は、本件送電線を考慮して決定されたと認めることができ、本件不動産の財産的価値に係る損害賠償請求を認めることはできない。

もっとも、Xは本件送電線の説明を受けないまま本件売買契約を締結させられることになったのであって、Yらの説明義務違反は、Xが十分な情報の提供を受けた上で締結するか否かの決定機会を奪つた不法行為に該当すると認められ、これに対する慰謝料として、本件一切の事情も併せ鑑みて、Yらは連帯して、慰謝料100万円、弁護士費用相当額10万円の支払い義務を負うものと認められる。

### 3 まとめ

本件は、売買契約締結の際に、高圧送電線の存在および制限を説明しなかつた不法行為について、買主が、売主不動産業者および仲介業者に対し、契約の解除と損害賠償を求めたが、高圧送電線による制

限は法令上の制限を超えるものではないこと、高圧送電線の危険性等も具体的・客観的でないこと、本物件の価格は高圧送電線を考慮した設定となっていること等を理由に解除は認められなかつたが、説明・調査義務違反による慰謝料として100万円の支払いが認められた事例である。

高圧送電線の直下または近隣の不動産は、圧迫感、景観の面からも通常一般的に避けられる傾向があり、おそらく本件売主はその点を配慮して減価したと思われるが、電力会社の制限範囲に存するかどうかを確認しなかつたことは、媒介業者の手落ちといえよう。

高圧線は高所にあり、直下にあるか、振れ幅に掛かるかは目視では確認しにくいため、不動産業者におかれても、電力会社に確認する必要があることに留意されたい。

また、高圧線下地の価格査定については、不動産流通推進センターのマニュアルに記載されており、こちらも併せて参考にされたい。

（調査研究部調査役）



# 平成29年10月1日からIT重説が始まりました。

## IT重説とは

- ・宅建業法第35条に基づき宅地建物取引士が行う重要事項説明を、テレビ会議等のITを活用して行うもの。
- ・パソコンやテレビ等の端末を利用して、対面と同様に説明・質疑応答が行える双方向性のある環境が必要。
- ・「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」において、対面で行う重要事項説明と同様に取り扱うものと規定。

## IT重説を行える不動産取引

- ・賃貸契約に関する取引に限定。

## IT重説を行える宅地建物取引業者・宅地建物取引士

- ・すべての宅地建物取引業者・宅地建物取引士についてIT重説の実施が可能（事前登録等は不要。）。

### 遠隔地の顧客の移動や費用等の負担軽減

子息が遠方に就学するため、大学等の近くで下宿先を探した後に、地元に戻った両親が契約者として重要事項説明を受ける場合等、遠方の宅建業者を再度訪問することは、移動にかかる時間や交通費の負担が大きい。

**時間コストや費用コストを軽減することが可能**

### IT重説のメリット

#### 顧客がリラックスした環境下での重説実施

不動産取引に不慣れであり、宅建業者の店舗で説明を受ける際に緊張してしまう場合や重要事項説明に専門用語が含まれていて、説明内容を十分に理解できない。

**自宅等のリラックスできる環境での重説が可能**

### 重説実施の日程調整の幅の拡大

仕事で平日には十分な時間が取れない、あるいは長時間家を空けることが難しい場合等、重要事項説明の日程調整が難しい。

**日程調整の幅を広げることが可能**

#### 来店困難な場合でも本人への説明が可能

契約者が重要事項説明を受けることができるものの、怪我等により外出が困難な場合、代理人等により対応せざるを得ない。

**本人が外出できない場合でも重説が可能**

## ■宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方(不動産業課長通知)

### 第三十五条第一項関係

- 宅地又は建物の貸借の代理又は媒介に係る重要事項の説明にITを活用する場合の取り扱いについて  
宅地又は建物の貸借の代理又は媒介に係る重要事項の説明にテレビ会議等のITを活用するに当たっては、次に掲げるすべての事項を満たしている場合に限り、対面による重要事項の説明と同様に取り扱うこととする。  
なお、宅地建物取引士は、ITを活用した重要事項の説明を開始した後、映像を視認できない又は音声を聞き取ることができない状況が生じた場合には、直ちに説明を中断し、当該状況が解消された後に説明を再開するものとする。
  - 宅地建物取引士及び重要事項の説明を受けようとする者が、図面等の書類及び説明の内容について十分に理解できる程度に映像を視認でき、かつ、双方が発する音声を十分に聞き取ることができるとともに、双方向でやりとりできる環境において実施していること。
  - 宅地建物取引士により記名押印された重要事項説明書及び添付書類を、重要事項の説明を受けようとする者にあらかじめ送付していること。
  - 重要事項の説明を受けようとする者が、重要事項説明書及び添付書類を確認しながら説明を受けることができる状態にあること並びに映像及び音声の状況について、宅地建物取引士が重要事項の説明を開始する前に確認していること。
  - 宅地建物取引士が、宅地建物取引士証を提示し、重要事項の説明を受けようとする者が、当該宅地建物取引士証を画面上で視認できたことを確認していること。

国土交通省「賃貸取引に係るITを活用した重要事項説明実施マニュアル概要」から抜粋

## 宅建業免許の有効期間が満了です!!

**重要!!**

### ■有効期間満了の30日前までに更新完了を!

免許の更新申請を忘れ、再度、免許申請をしなければならない事態に陥ったケースが毎年数件あります。宅建業免許の更新申請は、免許有効期間満了の90日前から30日前までに行われなければなりません。免許の更新申請を忘れた場合は、その免許が失効しますので、営業はできません。会員資格も失います。ただし、失効後3ヶ月以内に免許を取得した者は、宅建協会の再入会手数料1万円と保証協会の入会金20万円、分担金60万円で再入会することができます。免許の有効期限には、くれぐれもご注意を!

### ■2018年1月～3月の対象者

免許番号	商号	有効期限	免許番号	商号	有効期限
(11)1685	㈲石田不動産	2018. 1. 5	(5) 4211	㈱スペースプランニング	2018. 3. 3
(7) 3420	さこう不動産	2018. 1. 11	(2) 5536	C S T(株)	2018. 3. 3
(10)2248	㈲平和住宅開発	2018. 1. 15	(1) 8408	アサヒアレックス東日本(株)	2018. 3. 4
(10)2243	㈲細貝地域サービス	2018. 1. 15	(4) 4583	㈲アケボノ恒産	2018. 3. 6
(3) 5073	㈲長永不動産	2018. 1. 15	(8) 2946	三條不動産	2018. 3. 7
(1) 5967	㈱花坂ハウス工業	2018. 1. 16	(12)1265	光商事株	2018. 3. 7
(12)1230	丸善不動産㈱	2018. 1. 17	(2) 5538	㈱エイム	2018. 3. 7
(13) 743	㈱みちのく建設工業	2018. 1. 17	(2) 5539	㈱ファイン・ソリューション	2018. 3. 7
(9) 2843	リードホーム㈱	2018. 1. 19	(9) 2655	笠神不動産	2018. 3. 9
(6) 3920	㈲宮東	2018. 1. 20	(9) 2654	㈱秋元技術コンサルタント	2018. 3. 9
(5) 4203	大和建設㈱	2018. 1. 20	(1) 5980	システムバンク(株)	2018. 3. 11
(4) 4576	㈱大丸トレーディング	2018. 1. 20	(1) 5981	リベラホーム㈱	2018. 3. 11
(7) 3421	仙南ハウジングセンター	2018. 1. 21	(6) 3929	㈱アイ・コーポレーション	2018. 3. 12
(1) 5970	㈲加庄地所	2018. 1. 28	(3) 5082	㈲松建工業	2018. 3. 14
(7) 3425	仙台都市計画㈱	2018. 1. 30	(10)2289	㈲西多賀地所	2018. 3. 15
(1) 5972	㈱アンドー住設	2018. 1. 30	(12)1268	㈱シンセイ	2018. 3. 15
(11)1699	㈱仙台貸家センター	2018. 1. 31	(7) 3440	㈱福住	2018. 3. 17
(8) 2936	㈱エスコアコーポレーション	2018. 1. 31	(9) 2662	㈱スペースコンサルタント	2018. 3. 18
(9) 2644	㈱魁	2018. 1. 31	(1) 5986	㈱オカベホーム	2018. 3. 18
			(1) 5987	山博不動産	2018. 3. 18
			(1) 5984	㈱エイチ・ティー・プランニング	2018. 3. 18
			(8) 2951	㈲銀杏ハウジング	2018. 3. 19
			(8) 2949	大杉不動産コンサルタント	2018. 3. 19
			(5) 4214	㈲岩本建築	2018. 3. 22
			(2) 5541	アイリス(株)	2018. 3. 24
			(3) 5085	㈲桜エステート	2018. 3. 26
			(7) 3445	宮城野不動産	2018. 3. 27
			(3) 5087	㈲菊田不動産	2018. 3. 28
			(11)1725	㈲城不動産商事	2018. 3. 31
			(10)2305	アサヒ不動産	2018. 3. 31
			(11)1732	宮城住宅開発㈱	2018. 3. 31
			(11)1731	高山木材工業(株)	2018. 3. 31
			(10)2298	阿部建木(株)	2018. 3. 31
			(10)2297	㈱東北都市開発	2018. 3. 31

※登録事項に変更がある場合は、30日以内に県庁と協会事務局に直接、所定の用紙で届出を提出してください。



# 理事会だより

## 理事会概要

平成29年度  
第2回理事会概要  
平成29年8月9日(水)

会議事項		報告者
審議事項	①事務局長の人事について	木川田専務理事より提案後、可決承認
	②関係団体への派遣役員について	木川田専務理事より提案後、可決承認
	③協会会員の懲罰について	早坂総務委員長より提案後、可決承認
	④平成28・29年度協会運営方針の変更について	木川田専務理事より提案後、可決承認
	⑤公益目的事業の変更について	木川田専務理事より提案後、可決承認
	⑥平成29年度事業計画の変更(追加)について	木川田専務理事より提案後、可決承認
	⑦平成29年度予算の補正について	牡渡財政委員長より提案後、可決承認
	⑧パソコン等のリース期間満了に伴う入替について	早坂総務委員長より提案後、可決承認
報告事項	①平成30年度予算編成に向けた宅建協会・保証協会の経費按分率の見直しについて	牡渡財政委員長より報告
	②平成29年度移動無料相談会の実施計画について	大場相談業務委員長より報告
	③「入会希望者の承認」「退会者」「支部移籍者」「代表者または政令使用人の変更」「専任の宅地建物取引士の変更」「商号変更」「慶弔見舞金の支給」について	早坂総務委員長より報告

平成29年度  
第3回理事会概要  
平成29年10月2日(月)

会議事項		報告者
審議事項	①事務局職員の採用について	木川田専務理事より提案後、可決承認
	②公益目的事業の変更について	木川田専務理事より提案後、可決承認
	③平成28年度決算書の訂正について	牡渡財政委員長より提案後、可決承認
	④公益法人金融資産1号・2号・3号財産の配分割合の変更について	牡渡財政委員長より提案後、可決承認
	⑤平成30年度事業計画及び予算編成大綱について	木川田専務理事より提案後、可決承認
報告事項	①理事の辞任について	木川田専務理事より報告
	②会員管理システムのリース期間満了による入替について	早坂総務委員長より報告
	③平成29年度移動無料相談会の開催報告について	大場相談業務委員長より報告
	④認定相談員の新規募集について	大場相談業務委員長より報告
	⑤「入会希望者の承認」「退会者」「支部移籍者」「代表者または政令使用人の変更」「専任の宅地建物取引士の変更」「商号変更」「慶弔見舞金の支給」について	早坂総務委員長より報告

## 商号の変更

平成29年7月1日～平成29年9月30日

支部	新商号／名称	旧商号／名称
青葉中央	㈱ブレアーグ	㈱バイタルエージェンシー
青葉・泉	かえる不動産㈱	オールスパイス不動産㈱
宮城野	㈱インベスタートクラウド仙台支店	㈱インベスタートクラウド仙台オフィス
若林	エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス㈱	首都圏ビル事業部首都圏営業所仙台エリア担当

## 支部移籍

平成29年7月1日～平成29年9月30日

商号／名称	新事務所所在地	旧支部→新支部
(有)アオバプランニング	〒980-0802 仙台市青葉区二日町13-19 ☎022-281-8545	太白→青葉北二
日本都市開発㈱	〒984-0814 仙台市若林区南染師町32-1 ☎022-263-6565	青葉中央→若林
東日本クリエイト㈱	〒980-0802 仙台市青葉区二日町2-6-301 丸山ビル ☎022-226-8233	青葉中央→青葉北二
(株)グッドプランシステム	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-14-18-502 ライオンズプラザ本町ビル ☎022-342-1738	青葉・泉→青葉中央

## 代表者または政令使用人・専任の取引士の変更について

平成29年7月1日～平成29年9月30日

### 《代表者または政令使用人》

支部	商号／名称	新代表者	旧代表者
青葉中央	㈱東北エンジニアリング	伊藤 政昭	小山田 紅
青葉中央	㈱シノケンファシリティーズ	(政)滝川 和樹	狩野 有紀
青葉中央	三菱地所リアルエステートサービス㈱東北支店	田島 穂	伊藤 裕慶
青葉中央	JR東日本東北総合サービス㈱仙台支店	(政)寺田 充	影山 英二
青葉中央	㈱鈴木木所	鈴木 惣也	鈴木 惣介
青葉中央	熊谷不動産サービス㈲	庄子 信郎	熊谷 博一
青葉・泉	エムズ企画㈱	村山 剛彦	村山 重雄
青葉・泉	㈲トップエステート	熊田 明	熊田 静枝
青葉北二	㈱進和商事	(政)菊田浩一郎	小松 優子
青葉北二	㈲アオバプランニング	小宮山英一	安中 公博
青葉北二	㈲ベルハウス	阿部 弘子	阿部 行男
宮城野	㈱S&Gハウジング 仙台支店	(政)久保久美子	大村 拓人
宮城野	㈱S&Gハウジング仙台	(政)大村 拓人	久保久美子
若林	エヌ・ティ・ティ都市開発ビルサービス㈱	長谷川和弘	荻原 健
若林	首都圏ビル事業部首都圏営業所仙台エリア担当		
若林	㈲閑根不動産	閑根 琢真	閑根 勇一
太白	㈱進和商事 長町店	(政)高橋 典子	小笠原道太
太白	トーキン物産㈱	町田 祐介	作間 文明
石巻・気仙沼	東北ミサワホーム㈱ 石巻営業課	(政)三浦 景	境 仁
仙南	㈱オノヤ 仙台南支店	(政)高橋 克也	金子 靖
仙南	㈲大東不動産	原田 順子	原田 四郎
仙北	栗っこ農業協同組合 サポートセンター栗っこプラザ	(政)鎌田 修	石森 新也

### 《取引士》

支部	商号／名称	新取引士	旧取引士
青葉中央	㈱シノケンファシリティーズ	滝川 和樹	狩野 有紀
青葉中央	㈱鈴木木所	鈴木 浩孝	鈴木 惣也
青葉中央	アールズエステート㈲	阿部 公紀	土生 隆司
青葉中央	㈱アイショウ	浅野 恵子	小嶋 弘子
青葉中央	熊谷不動産サービス㈲	庄子 信郎	熊谷 博一
青葉北二	㈲アオバプランニング	小宮山英一	安中 公博
青葉北二	東日本クリエイト㈱	江部 守城	加藤 唯
宮城野	㈱S&Gハウジング 仙台支店	長埜 秀	大村 拓人
宮城野	㈱S&Gハウジング仙台	大村 拓人	三浦 文博
若林	東仙ハウジング㈱	閑 妙子	太田 國夫
太白	㈱進和商事 長町店	高橋 典子	小笠原道太
太白	㈱SAKURAコーポレーション	横田 均	渡部 芳彦
石巻・気仙沼	東北ミサワホーム㈱ 石巻営業課	三浦 景	境 仁
仙南	㈲高橋木店	高橋 大介	関東 直人
仙北	フロンティア産業㈱	田谷健太郎	太田 章次



## 会員維持率で全国1位になりました

平成29年6月30日に開催された（公社）全国宅地建物取引業協会連合会定時総会において、入会促進策に顕著な功績を残した都道府県協会として表彰されました。

対前年度比率101.92%で前年より28社の増加でした。今後も開業支援を継続して参ります。

会員の皆様におかれましても、新規開業を検討している方への当協会PRを引き続きよろしくお願いいたします。



# 新入会員

Introducing New face

平成29年7月1日～9月30日

※正：正会員 準：準会員

支部	会員区分	免許取得日 免許番号	商号	代表者	専任の取引士	事務所所在地
青葉中央	準	H 3. 4.12 大臣(4)6277	(株)北洲ストック 循環事業部仙台中央営業所	村上 ひろみ	米森 朱花	〒980-0014 仙台市青葉区本町2-4-8-2F 510ビル ☎022-281-9655
青葉中央	準	H28. 3. 1 大臣(2)8116	(株)リブマックスリーシング 国分町店	有山 仁	吉本 剛士	〒980-0803 仙台市青葉区国分町2-15-10-5F JPビル ☎022-721-8901
青葉中央	正	H29. 8. 9 知事(1)6410	(株)Grateful Home	吉野 康平	小野 洋一	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-16-23-2F 一番町スクエアビル ☎022-398-5217
青葉中央	正	H29. 8.30 知事(1)6415	アンダスケル(株)	猪股 正和	猪股 正和	〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-5-43 ☎022-226-8198
青葉泉	正	H29. 8. 9 知事(1)6409	(株)リレーション	中屋敷 玄史	桜庭 華澄	〒980-0011 仙台市青葉区上杉4-5-22 ナカミチ上杉ビル ☎022-393-4661
青葉泉	正	H29. 8.17 知事(1)6413	オールスパイス不動産(株)	齋藤 尚子	齋藤 尚子	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-4-30-303 サショウビル ☎022-797-7727
青葉泉	正	H29. 9.21 知事(1)6423	(有)ホームクリエイティブ	阿部 賀一	田中 明彦	〒981-8001 仙台市泉区南光台東2-37-4 ☎022-375-8361
北二	正	H29. 6.21 知事(1)6396	仙杭貿易(有)	大塚 明男	大塚 明男	〒989-3127 仙台市青葉区愛子東1-1-23 ☎022-281-9694
北二	準	H29. 7.18 大臣(1)9203	(株)スペースパーティ山形 仙台支店	松田 賢	長正 時信	〒989-3128 仙台市青葉区愛子中央6-3-19-1F-B ベルハウス愛子II ☎022-797-3118
宮城野	準	H22. 9.17 大臣(2)8044	飯田ホームトレードセンター(株) 仙台営業所	兼井 雅史	道添 研太郎	〒983-0045 仙台市宮城野区宮城野1-11-1-1F ダイヤミックビル ☎022-207-8828
宮城野	正	H29. 8. 9 知事(1)6408	やまと(株)	栗山 操	栗山 陽平	〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町3-8-3 ☎022-231-2611
宮城野	準	H26. 5.26 大臣(1)8614	(株)オノヤ宮城野支店	小野 浩喜	鬼海 国伸	〒983-0043 仙台市宮城野区萩野町2-1-8 ☎022-369-3991
宮城野	準	H29. 8. 4 大臣(1)9210	(株)ハウスメイトマネジメント 仙台店	井関 豊	中村 健一郎	〒983-0864 仙台市宮城野区名掛丁205-1-1F 広瀬通SEビル ☎022-256-4920
宮城野	正	H29. 9. 7 知事(1)6418	(有)加藤燃料店	加藤 賢司	加藤 謙汰	〒983-0037 仙台市宮城野区平成1-17-25 ☎022-236-0239
宮城野	正	H29. 9.11 知事(1)6419	(同)えれめんと	高田 智史	高田 智史	〒983-0012 仙台市宮城野区出花3-23-2 ☎022-352-6573
宮城野	準	H19. 8.20 大臣(2)7558	(株)ハウスメイトショップ 仙台店	井関 豊	大槻 研治	〒983-0864 仙台市宮城野区名掛丁205-1-1F 広瀬通SEビル ☎022-256-0166
若林	準	H27. 2.19 大臣(1)8755	(株)ヤマダ・ウッドハウス 東北店	増田 文彦	森川 明歩香	〒984-0075 仙台市若林区清水小路1-11 ☎022-217-6688
若林	正	H29. 8.17 知事(1)6414	(株)KM不動産	林 浩司	林 浩司	〒984-0047 仙台市若林区木ノ下2-2-7-103 コープ木ノ下 ☎022-794-8681
若林	正	H29. 8.30 知事(1)6416	(株)羽田電機工業所	羽田 武志	羽田 康晴	〒984-0824 仙台市若林区遠見塚東10-7 ☎022-286-5077
塩釜	正	H29. 8. 2 知事(1)6406	(株)高賢工務店	高井 賢太	千葉 光浩	〒985-0831 多賀城市笠神2-5-5 ☎022-766-8386
仙南	正	H29. 6.22 知事(1)6397	(株)ワンテーブル・ライフ プランニング	伊藤 秀有	原田 栄市	〒981-1227 名取市杜せきのした5-31-5 ☎022-226-7388
仙北	準	H 8. 6. 3 知事(5)4357	(株)高勝の家富谷店	高橋 勝行	菊池 清人	〒981-3304 富谷市ひより台1-44-2 ☎022-348-0290



# 平成29年度 第2回本部研修会 &50周年記念講演会

平成29年度第2回本部研修会・50周年記念講演会を下記のとおり開催いたします。

■日 時 平成29年11月28日(火) 12:00から受付開始

■会 場 「電力ホール」 仙台市青葉区一番町3-7-1-7F 022-225-2251

※御来場の際は公共交通機関をご利用ください。

■研修課目 【第1部】本部研修会 13:00～14:30

『宅建業法改正！既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント』

～「建物状況調査」「重要事項説明」「37条書面の作成」～

講師：深沢総合法律事務所 弁護士 高川佳子氏

【第2部】50周年記念講演会 14:50～16:30

「笑顔のもとに笑顔が集まる」

講師：落語家 林家たい平氏

※ご参加にはお申込みが必要です。席に限りがありますのでお早めにお申込みください。  
詳しくは、協会事務局担当／佐々木・阿部（☎022-266-0011）まで。

## 平成29年度 宅地建物取引士資格試験PR講座

### 2大学で宅建士育成セミナー開催

一人でも多くの学生に宅建士について興味を持つてもらえるよう、  
来年以降もこの講座を継続してまいります。

#### 【東北学院大学】

今回で13回目となる東北学院大学法学部の学  
生を対象とした、宅地建物取引士資格試験につ  
いての講演会を7月13日(木)に東北学院大学泉キャ  
ンパスに於いて実施しました。

行政書士会と合同で、当協会からは宮宅建TG  
会の本間裕治氏が講師として資格の大切さを現役  
学生に90分の時間で説明してまいりました。法学  
部では恒例となった講演会でありますが、50名の



学生が受講し耳を傾  
けてくれました。

大学側が宅建試験対策直前講座に力を入れると  
の事で、宮宅建TG会では10コマの講義時間で  
講師の依頼も受けました。

宮宅建TG会としても、今後受験生が益々増える  
とともに、業界発展のため、後継者育成の一助に  
なればと願い、引き続き支援活動を継続して参ります。



#### 【宮城学院女子大学】

今年から初めての  
試みとして、「資格  
取得という選択肢も  
ある！」と題し、宅建  
士をはじめ不動産鑑  
定士や司法書士など

宅建士についての講義は、人材育成委員の濱中  
美佳子氏が講師となり、宅建士の仕事内容や、資  
格を使ったキャリアアップについて、経験を踏まえ  
て学生にも分かり易い講義をしていただきました。

当日は100名を超す学生が、それぞれの資格  
を持つ講師の話に熱心に耳を傾けて、講演終了後  
には多くの質問をいただき、資格に対する関心度  
の高さがうかがえました。

# 宮宅だより

Network now

## 青年部会

### フェニックスネットワーク対抗 ゴルフコンペ



県本部青年部会（全日宮城青年部会）で構成する任意団体です。

各団体会員の交流・親睦を図り、研修会等を通して今後の宮城県内不動産業界や宮城県全体の発展のために活動しております。

（記／百田）



## 仙台青葉・泉支部

### 平成 29 年度

#### 第 1 回公開研修会開催

平成 29 年 8 月 29 日（火）14 時からホテルグランテラス仙台会議室において公開研修会を開催いたしました。

前に解決する事が必要です。

今回の公開研修会には、当支部会員の他、他支部会員・一般消費者合わせて 94 名のご参加をいたしました。実のある研修会になりました。

研修会終了後は、同ホテル内でビアパーティを開催し、支部会員と他支部会員も交え会員の交流親睦を深めることができました。

（記／千葉）

## 宮城野支部

### 支部創立 50 周年記念

#### 「宮城野寄席・祝宴」開催

平成 29 年 7 月 21 日（金）仙台サンプラザで、仙台宮城野支部創立 50 周年記念の「宮城野寄席」「祝宴」を開催しました。

「宮城野寄席」では、三笑亭夢丸（江戸落語）、ストロングスタイル（漫才）、六華亭遊花（東北弁落語）に出演いただきました。演目はどれも楽しく可笑しく、会場は爆笑に包まれ大盛況でした。



昨年は、団体、個人優勝ともに宮城青調会にさらわれ、悔しい思いをした宮宅建青年部会は必死に練習し、見事に団体優勝、そして個人も林賢治君（アイアルエステート株）が優勝し、祈願の 2 冠を達成しました。祝勝会では、最高に美味しいビールを味わいながら、来年の連覇を誓いました。

宮宅建青年部会の会員条件は、協会会員で 50 歳未満となっております。活動に興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

### ■ フェニックスネットワークとは？

フェニックスネットワークとは、宮城青年不司調連絡協議会の略称で、宮城県内に存在する不動産関係青年部会 4 団体、「宮城県青年司法書士会（宮城青司会）」「宮城県青年地家屋調査士会（宮城青調会）」「（公社）宮城県宅地建物取引業協会青年部会（宮宅建青年部会）」「（公社）全日本不動産協会宮城

「祝宴」では、多数のご来賓の皆様にご臨席たまわりました。池田支部長の挨拶に始まり、ご来賓より当協会会長の佐々木正勝氏からご祝辞をいただきました。宴半ば、特別公演として、えり奈（津軽三味線奏者）による演奏があり、会場内は割れんばかりの拍手に包まれました。

宮城野支部も 50 年という節目の年を迎えることができました。これも皆様から多大なるご支援、ご協力をいただいたおかげと深く感謝申し上げます。

### 東西支部対抗親睦ナイター ソフトボール大会開催



宮城野支部では、平成 29 年 9 月 14 日（木）「元気フィールド仙台」仙台市民球場で、会員同士の親睦と健康増進のため、親睦ナイター ソフトボール大会を開催いたしました。支部会員 14 名、他支部会員等（青葉中央・若林・太白・塩釜）23 名の合計 37 名が参加しました。

試合は、最終回まで手に汗握る展開となり、結果は東軍（宮城野・塩釜連合チーム）が西軍（青葉中央・若林・太白）にサヨナラ大逆転で勝利しました。最優秀選手賞（MVP）には、仙台宮城野支部の松栄不動産（株）佐々木さんが

選ばされました。

他支部のご参加・ご協力をいただき、たいへん和やかな大会となりました。

### ■ 第 6 回不動産フェア開催

平成 29 年 10 月 15 日（日）「みやぎのまつり」で、ハトマークを背中に掲げた法被を着用し、不動産フェアとして 6 回目の参加出店をしました。当日は、大人約 200 名、子供約 400 名の皆様にご来場いただきました。

不動産無料相談コーナーには、売買後のトラブル等の相談が 2 名ありました。協会活動 P R コーナーでは、中古住宅流通に関する内容を掲示しました。また、アンケートを実施し、約 200 名から回答がありました。回答者には、不動産売買に関するアドバイス冊子、国土交通省ガイドラインのパンフレット、協会無料相談所ご利用パンフレット、粗品を配布しました。

店内では、お子さま向けに駄菓子を景品にしたミニゲームを行いました。多くのご家族連れの方々にご来場いただき、不動産事業や協会事業の P R をしました。

（記／栗村）



## 若林支部

### 仙台南警察署と意見交換会 を開催



平成 29 年 10 月 3 日（火）若林区中央市民センターにおいて、仙台若林支部と仙台南警察署との意見交換会を開催しました。

仙台南警察署から生活安全課長、生活安全係長、警備課長、交通第一課長、若林区幹部交番所長、同副所長、連坊交番所長、河原町交番所長、六郷交番所長、荒井交番所長の 10 名が出席され、南警察署管内の犯罪情勢等について、生活安全課長に説明いただきました。また、各課長、各交番所長から地域の状況をご説明いただき、若林支部役員からは、宅建業からみた現在の諸問題などを報告し、今後の防犯活動への相互協力について確認しました。

仙台若林支部では、平成 18 年から仙台南警察署と地域安全協定を締結し、地域安全協力店の展開と犯罪の予防活動、情報提供活動等によって警察への協力体制強化により、地域の安全・安心な街づくりを図っています。 （記／榎）



## 平成29年度 不動産業開業支援セミナーのご案内

これから不動産業の開業をお考えの方、現在不動産業に従事し将来独立開業を目指す方、不動産業に興味のある方、まずは当セミナーにご参加いただき、不動産業開業のノウハウについて業界の専門家のお話を是非ご参考にしてください。未経験者の方など、どなたでもお気軽にご参加いただけます。皆様のご参加をお待ちしております。

**開催日**：① 平成29年 7月12日(水) **終了** 開催時間：13時30分～16時30分  
 ② 平成29年11月15日(水) (左記開催日①～③とも同じ時間)  
 ③ 平成30年 2月17日(土)

**開催会場**：宮城県不動産会館4階大会議室（セミナールーム）（仙台市青葉区国分町三丁目4-18）  
 ※会場までは公共交通機関のご利用をお願いいたします。

**講演内容**：・不動産業界の現況・営業店の経営に必要な知識・開業資金・不動産業関連業務・  
 不動産業者によるパネルディスカッション等

**講 師**：中村 喜久夫 氏 不動産鑑定士、マンション管理士。（株）リクルート（住宅情報事業部情報審査課長等）を経て、（株）不動産アカデミーを設立、全国各地で講演活動を行う。全宅連の「不動産キャリアパーソン」の講師や宅建取引士法定講習の講師を担当。平成26年4月1日明海大学不動産学部特任准教授に就任。著書に「不動産広告表示の実務」（週刊住宅）「スッキリわかる宅建」（TAC出版）など。

公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会 会員  
 株式会社 東北宅建サポートセンター担当者  
 日本政策金融公庫担当者 他

**対 象**：不動産業の開業をお考えの皆様、不動産業に興味のある皆様

**定 員**：各回 50名（定員になり次第、締切らせていただきます）

**参 加 費**：無 料

**主 催**：公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会

**申込方法**：下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて送信してください。  
 折り返し受講確認書をFAXいたしますので、当日ご持参ください。  
 (FAXをお持ちでない場合は、協会事務局までご郵送ください)



### 平成29年度不動産業開業支援セミナー受講申込書

送信先 FAX: 022-266-2189

ご希望開催日	<input type="checkbox"/> ① 平成 29年 7月 12日(水) <b>終了</b> <input type="checkbox"/> ② 平成 29年 11月 15日(水) <input type="checkbox"/> ③ 平成 30年 2月 17日(土)		
ふりがな			
お 名 前			
お電話番号	( )	FAX番号	( )
ご 住 所	〒 -		
個 別 相 談	希望する · 希望しない		
個別相談事項	※個別相談希望の方のみ記入。相談内容は開業に係る事項に限られています。		
今後、当協会主催の開業支援情報等をお知らせしてもよろしいですか？	はい · いいえ		

※お寄せいただきました個人情報につきましては開業支援セミナーの申込確認、運営管理及び開業支援情報のお知らせを希望する場合のご案内に使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。

お問い合わせ先：公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会 事務局 開業支援セミナー担当  
 TEL 022-266-0011 FAX 022-266-2189

消費者の皆様へ 不動産に関するご相談を受付けております

## 消費者のための無料相談所を ご利用ください ☎ 022-266-9807

公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会では、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会宮城本部と共同で不動産無料相談所を運営しております。不動産取引に関する一般消費者からの様々なご相談や、保証協会会員を相手方とする宅地建物取引についての苦情の解決を目的とする相談の受付（苦情相談）業務を行っており、専任の相談員が対応しております。なお、会員業者様からの個別取引に関する相談（重要事項説明書の書き方 etc）には応じかねますのでご了承願います。その際は全宅連ホームページから書式をダウンロードしてご確認ください。

**相 談 日** 毎週月曜～金曜 9:00～12:00、13:00～17:00

(12:00～13:00は昼休みとなっております)

\*祝祭日・年末年始・夏季休暇等は受付しません。

なお、都合により休業する場合もありますので、事前に電話でご確認ください。

\*回答内容は、解決に向けてのアドバイスや関連情報の提供です。

協会が最終判断をしたり、回答内容に責任を持つことはありませんのでご了承ください。

**受付方法** 電話・来所(ただし、苦情相談は来所のみ受付します)

TEL 022-266-9807(無料相談所専用電話)

\*文書・FAX・電子メールでの相談は受付しておりません。

**場 所** 宮城県不動産会館2階「相談室」 仙台市青葉区国分町3-4-18



交通案内／仙台市営地下鉄 勾当台公園駅より徒歩5分

### 宮城県不動産流通協議会主催講演会

**日 時**：平成 29年 11月 16日(木)  
 14:30～16:00(開場14:00)

**会 場**：樂樂樂ホール  
 (仙台市太白区文化センター)

**講 師**：TBCアナウンサー 藤沢 智子氏

【プロフィール】宮城県仙台市出身。宮城学院女子短期大学を卒業後、1979年に東北放送にアナウンサーとして入社。ラジオの昼ワイドのメインや、テレビのニュースキャスターを務め、現在もラジオ番組を担当する傍ら、後進指導に当たる。2010年4月報道制作局アナウンス部長、2014年4月ラジオ局長兼アナウンス部長を歴任。2015年6月には取締役に選出。ラジオ局長を委嘱され、同局を担任。標準語ではニュアンスを伝えていく仙台弁『いづい』を全国に広める会の会長でもある。愛知万博ではAMラジオオールスターの一員としてCD「日本まるごと!万博音頭」を出した。また東北放送のアナウンサー6人とフリーランスのロジャー大葉で結成したバンドMic Breakersでもボーカルを担当。



入場無料

一般のお客様も  
遠慮なくおいでください。

しゃべって、  
 がだって  
 コミュニケーション

### 編集後記

9月20日に不当要求防止責任者講習を受講してきました。3年に1度の更新時期で私は3回目です。弁護士の先生に『民事介入暴力等の実態と手口』と題して講義をいただきました。現在の反社会的勢力団体は以前より減少しているようです。しかし暴力団は近年、建設業、不動産業、金融業、飲食業等様々な分野の企業を実質的に経営するなどして、表向きは暴力団と無関係であることを装いながら経済活動に不当に介入し、利益を上げて資金を獲得しているようです。結局は暴力

団の威力を背景にして不当な要求を行うことが多く、企業や市民が暴力団犯罪に巻き込まれてしまう危険性が高いとのことです。

もし皆さんも巻き込まれそうになりましたら、速やかに警察や宮城県暴力団追放推進センター、弁護士に相談してください。また、会員の皆さんでまだ講習を受けていない方は、企業や市民を守るためにも是非受講してみてください。決して暴力団に屈しない心構えができると思います。

(記／千葉)

お知らせ

不動産業を開業される方を応援します!

# 開業支援キャンペーン

キャンペーン対象期間

平成29年4月3日(月)～平成30年3月30日(金)

上記の期間に入会申込書を提出され、新規入会していただいた方。(平成29年度)

ご好評  
につき  
期間延長

## 進呈品

開業支援キャンペーン期間中に新規入会された方には

- わかりやすい重要事項説明書の書き方
- わかりやすい売買契約書の書き方
- 物件の間取り図作成ソフト
- 東日本大震災から学ぶ! 震災対応マニュアル を進呈いたします。

業務に役立つ  
ツールが  
もらえます



## 宮宅建は入会がスムーズです!

- 推薦者制度が廃止になりました
- 迅速な入会審査体制を整えました

詳細は協会事務局入会担当者(TEL.022-266-0011)までお問い合わせください。

## [不動産キャリア] サポート研修制度

全宅連からのお知らせ

# めざせ! 不動産キャリアパーソン

住まい購入の  
安心の目安に

社内研修・  
従業員教育の一環に

「実務」知識の差が  
仕事の大きな差に

テキスト  
+Webで  
学習



イメージキャラクター  
佐藤まり江さん

公益認定事業[不動産キャリアパーソン]とは

不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座。

宅建従事者の方なら、修了試験合格後、全宅連に申請すると

[不動産キャリアパーソン]として資格登録されます。

受講料

8,640円(税込) ★資格は宅地建物取引業  
従事者のみ授与



公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)

お問合せ

全宅連 広報研修部 TEL 03-5821-6112(平日9:00~17:00)

お申込み

協会事務局または全宅連ホームページへ

不動産キャリアパーソン

検索

宅  
建  
広  
報

不動産取引に関する情報をお届けします

みやぎ

宅建広報みやぎ No.222 平成29年10月20日発行 発行人／佐々木正勝  
公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会／公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会宮城本部  
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目4-18 TEL.022-266-0011(代) FAX.022-266-2189

編集人／佐藤創藏